

# はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について(注意喚起)

積雪の多い地域では、屋根の雪おろしや除雪の際にはしごや脚立(※1)及び除雪機の事故が多く発生しています。また、これらの事故は誤使用や不注意による使い方が原因で発生する場合が多く、死亡に至ることもあります。

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報(※2)のうち、平成19年度から23年度までの5年間に、はしご及び脚立による事故が155件、除雪機による事故が37件発生しています(※3)。また、はしご・脚立及び除雪機の事故は共に平成20年度から増加傾向にあります。

はしご及び脚立の事故155件の被害状況は、死亡6件、重傷66件、軽傷81件、拡大被害(※4)等2件となっています。また、除雪機の事故37件の被害状況は、死亡13件、重傷10件、軽傷2件、拡大被害等12件となっています。

事故の発生状況を製品ごとに現象別に分析すると、次のような事故が多く発生しています。

#### (1) はしご及び脚立

- ① 作業中にバランスを崩して転落した。
- ② 上り下り時にバランスを崩して転落した。

#### (2)除雪機

- ① 安全装置を無効化し、オーガ(※5)に巻き込まれたり、クローラ(※6)にひかれた。
- ② 詰まった雪の除去する際、エンジンを停止させずにブロア(※7)に手を差し込んだ。

製品を正しく安全に使用することで、事故を防止するための注意喚起を行うこととしました。

- (※1) 脚立は三脚型脚立及びはしご兼用脚立も含む。なお、はしご兼用脚立ははしごとして使用して 事故が発生した場合にははしごの事故としています。
- (※2) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含む。
- (※3) 平成24年11月30日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。
- (※4) 拡大被害:製品本体の被害にとどまらず、周囲の製品や建物に被害が及ぶことを拡大被害としている。
- (※5) オーガ:回転部にある雪を直接砕いて集めるらせん状の刃部分。
- (※6) クローラ:輪になったベルト状の走行装置。
- (※7) ブロア:集めた雪を放出する動力部。

#### 1. はしご及び脚立の事故について

## (1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

平成19年度から23年度までの5年間に発生したはしご及び脚立の事故は155件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。また、製品別被害状況を表1に示します。

平成20年度以降、事故件数は増加傾向にあり、死亡・重傷・軽傷の人的被害件数は、 155件中153件(99%)となっています。

被害の状況は、死亡事故が6件(6人)、重傷事故が66件(66人)、軽傷事故が8 1件(82人)でした。

また、製品別にみると、脚立の事故が多く93件となっていますが、はしごの事故では死亡や重傷などの重篤な事故の割合が多く、62件中、死亡・重傷が33件(53%)となっています。

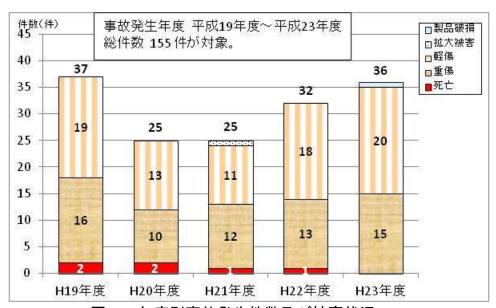


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

	10 1		\11	1 /		
	人	的被害	ŧ	物的	被害	合計
	死 亡	重傷	軽 傷	拡大被害	製品破損	
はしご	4	2 9	2 9	0	0	6 2
脚立	2	3 7	5 2	1	1	9 3
合 計	6	6 6	8 1	1	1	155

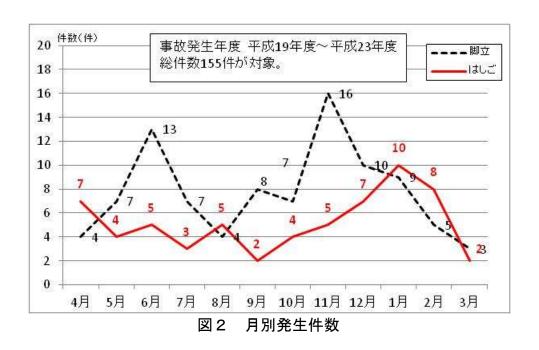
表 1 製品別被害状況

(件)

#### (2) 事故の月別発生件数について

はしご及び脚立の事故の「月別発生件数」を図2に示します。

6月及び11月は、脚立を使用した庭木の剪定作業中の事故が多く、1月ははしご及び脚立を使用した屋根の雪おろし作業中の事故が多くなっています。



## (3) 事故の年代別被害者数について

はしご及び脚立の事故では154人(153件)の人的被害がありました。そのうち、 年代が判明した124人(123件)について「年代別被害者数」を図3に示します。

20歳代から70歳代までの幅広い年代で事故が発生しており、被害者は30歳代から60歳代で多くなっています。また、死亡事故は、60歳代及び70歳代で4件発生しています。

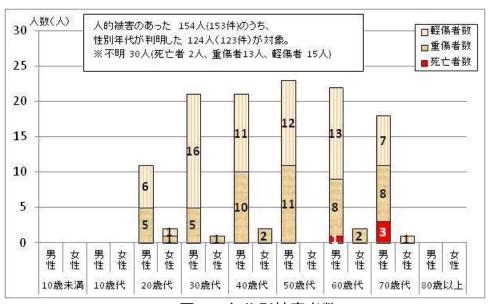


図3 年代別被害者数

## (4) 事故の原因と被害について

はしご及び脚立の「事故原因区分別発生件数」を図4に示します。 事故原因区分では、「誤使用や不注意によるもの(事故原因区分E)」が110件(71%) と多くなっています。

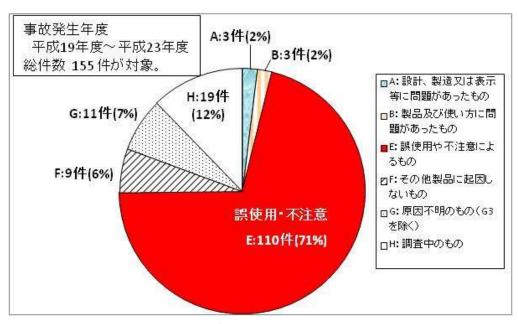


図 4 事故原因区分別発生件数

# はしご及び脚立の「事故原因区分別被害状況」を表2に示します。

表 2 事故原因区分別被害状況 (※8)

表 2 事故原因 <b>区</b> 分別被告状况(※ 8)							A = I		
		被害状況		人的被害	±=			被害	合計
東地區田区八			死 亡	重傷	軽 傷	拡大	製品	なし	
事故原因区分						被害	破損		
		製造又は表示等に			3				3
	問題が	あったもの			(3)				(3)
製									
品	B:製品及	なび使い方に問題		1	2				3
1=	があっ	たもの		(1)	(2)				(3)
起									
l 칲	C:経年尘	化によるもの							0
9	〇:桂千万	10106.9000							(0)
事									(0)
製品に起因する事故		40円でもてが フ							0
1		起因であるが、そ							0 (0)
	の原	因が不明のもの							(0)
					_				
	小計		0	1	5	0	0	0	6
			(0)	(1)	(5)	(0)	(0)	(0)	(6)
		修理、又は輸送等							0
	に問題	があったもの							(0)
製									
品	E:誤使用	や不注意による	3	41	65	1			110
製品 E:誤使用や不注意による もの 起因 F:その他製品に起因しな いもの		(3)	(41)	(65)				(109)	
起									
ᅵᅜᆋ	F:その他	2製品に起因しな	1	8					9
しているの他表面に起因しな		(1)	(8)					(9)	
い	0 00)		(1)	(0)					(0)
事	小計		Л	49	65	1	0	0	119
事故	\J\ <u>E</u>		4 (4)	(49)	(65)	1 (0)	(0)	(0)	(118)
			(4)	(49)	(00)	(0)	(0)	(0)	(110)
0.15		١.٥	0		0				11
G∶J	原因不明のも		2		9				11
(G3 を除く)			(2)		(9)				(11)
H∶調査中のもの				16	2		1		19
				(16)	(3)				(19)
		事故件数	6	66	81	1	1	0	155
合	1.1.—			(66)	(82)	(0)	(0)	(0)	(154)
			(6)			, ,		, ,	
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<b>-</b>	1100000		はきまれる			l		

(※8) 平成24年11月30日現在、重複、対象外情報を除いた件数。 被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、 物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどま らず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

#### (5) 事故の現象別被害状況

はしご及び脚立の事故の「現象別被害状況」を表3に示します。

①「作業中にバランスを崩して転落した。」は79件で最も多くなっています。次いで②「上り下り時にバランスを崩して転落した。」が15件、③「不安定な場所に設置したため、バランスを崩して転落した。」が12件となっています。

表3 事故の現象別被害状況(※8)

		・吸り近外	<u>////////////////////////////////////</u>	<b>70</b> (71( 0 7	物的	被害	被害	合計
田女		死 亡	重傷	軽 傷	拡大	製品	なし	
<b>現家</b>	<ul><li>の内容</li><li>①作業中にバランスを崩し</li></ul>	2	21	55	被害	破 損		79
	で転落した。	(2)	(21)	(55)	'			(78)
	②上り下り時にバラン スを崩して転落した。		8 (8)	7 (7)				15 (15)
	③不安定な場所に設置した ため、バランスを崩して 転落した。	1 (1)	9 (9)	2 (2)				12 (12)
事故原因区分B	④はしご兼用脚立をは しご状で使用した際、 裏向きで使用したた め、支柱が変形して転 落した。		1 (1)	3 (3)				4 (4)
	⑤適正な立てかけ角度(7 5度)を無視して設置し た。		2 (2)					2 (2)
Ş G	⑥屋根へ移る際に、雪で滑って転落した。		1 (1)	1 (1)				2 (2)
	⑦何らかの衝撃等で支柱に 亀裂が生じ、徐々に進行 して破断した。		1 (1)	1 (1)				2 (2)
	⑧その他	1 (1)	5 (5)	4 (4)				10 (10)
9不明		2 (2)	2 (2)	3 (3)				7 (7)
A:設計、製造又は表示等に 問題があったもの				3 (3)				3 (3)
H∶調査中のもの			16 (16)	2 (3)		1		19 (19)
事故件数 合計 被害者数		6 (6)	66 (66)	81 (82)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	155 (154)

(※8) 平成24年11月30日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(6) 事故事例の概要について

はしご及び脚立の事故について、現象別に事例を示します。

- ① 作業中にバランスを崩して転落した。
- 〇平成23年12月11日(大阪府、40歳代・男性、軽傷)

#### (事故内容)

はしご兼用脚立をはしごにして使用中、転落して打撲を負った。支柱が変形、破断していた。

#### (事故原因)

補助者が支えていない状況での作業中にバランスを崩して転落し、はしごの支柱に身体が接触したことで、支柱に過大な力が加わり、変形、破断したものと推定される。

- ② 上り下り時にバランスを崩して転落した。
- 〇平成23年1月12日(神奈川県、60歳代・男性、重傷)

#### (事故内容)

はしご兼用脚立を脚立状態で使用し降りる際、下から1段目の踏みざんに足ををかけた時に、足が滑り、落下し、骨折した。

#### (事故原因)

使用者がはしご兼用脚立から降りる際、踏みざんから足を滑らせたため、バランスを崩して落下し、踏みざんに身体が当たり、事故に至ったものと推定される。

なお、はしご兼用脚立は、SG製品でありSG基準に定める強度を満たしていた。

- ③ 不安定な場所に設置したため、バランスを崩して転落した。
- ○平成22年1月26日(東京都、70歳代・男性、重傷)

#### (事故内容)

はしご兼用脚立に登って作業中、転落し、重傷を負った。

#### (事故原因)

使用者がはしご兼用脚立を脚立状態で使用した際、斜面に設置したため、作業中にバランスを崩して転落し、事故に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には、「安定しない場所には設置しない」旨、記載されている。また、はしご兼用脚立の各部の寸法は、JIS基準を満たしていた。

- ④ はしご兼用脚立をはしご状で使用した際、裏向きで使用したため、支柱が変形して転落した。
- 〇平成22年8月10日(福岡県、60歳代・男性、重傷)

#### (事故内容)

はしご状にした、はしご兼用脚立に登って作業後、はしご兼用脚立の中央部付近まで降りた際、転落し、負傷した。

#### (事故原因)

はしご兼用脚立を、使用者がはしご状態の裏面で使用していたため、昇降時に端部から3段目及び4段目踏みざん付近で過大な荷重が加わり、開き止め金具先端が破断し、 事故に至ったものと推定される。

なお、はしご兼用脚立は、SG製品であり、SG基準の強度を満たしていた。また、 本体裏面の中央付近には、裏面使用禁止の旨、記載されていた。

## 2. 除雪機の事故について

## (1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

除雪機の事故は平成19年度から23年度までの5年間に37件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図5に示します。

平成20年度以降、事故件数は増加傾向にあり、死亡・重傷・軽傷の人的被害件数は、37件中25件(68%)となっています。

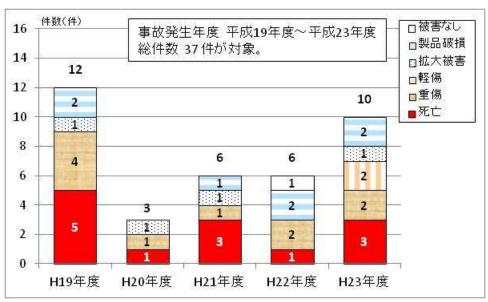


図5 年度別事故発生件数及び被害状況

## (2) 事故の月別発生件数・発生地について

除雪機の事故について、「月別発生件数」を図6に示します。

雪の降り始める11月から事故が発生し始め、2月に最も多くなります。

なお、37件の発生地は、北海道11件、山形県8件、新潟県5件、秋田県5件、長野県4件、その他4件で、北海道、東北、信越で35件発生しています。



図6 月別発生件数

# (3) 事故の年代別被害者数について

除雪機の事故において人的被害のあった25人(25件)について、「年代別被害者数」 を図7に示します。

被害者は、死亡者が13人、重傷者が10人で、中高年の男性に多くなっています。 なお、10歳未満の子どもの事故は、大人の操作する除雪機に巻き込まれたことによる ものです。

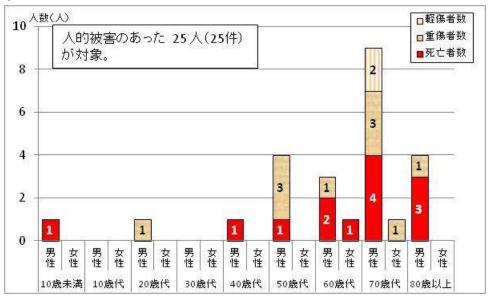


図7 年代別被害者数

## (4) 事故の原因と被害について

除雪機の「事故原因区分別発生件数」を図8に示します。

「誤使用や不注意によるもの(事故原因区分E)」は22件(60%)と多く、「製品に起因する事故(事故原因区分A、B、C及びG3)」は3件(8%)となっています。

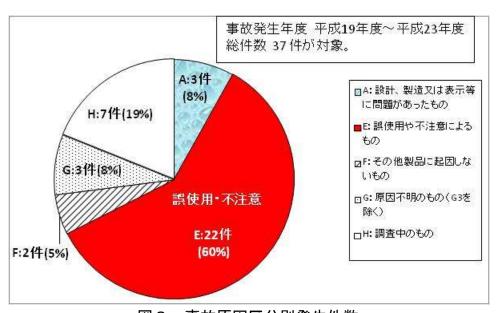


図8 事故原因区分別発生件数

# 除雪機の「事故原因区分別被害状況」を表4に示します。

表 4 事故原因区分別被害状況(※9)

	表 4 事 故原因区分別被告状况(※9)								
被害状況				人的被害	±= '-	物的		被害	合計
事故原因区分			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品損	なし	
	A:設計、	製造又は表示等に があったもの					2	1	3 (0) [0]
製品に起因する事故		及び使い方に問題 ったもの							0 (0) [0]
四する事	C∶経年绡	分化によるもの							0 (0) [0]
<b>故</b>	の原	品起因であるが、そ 原因が不明のもの							0 (0) [0]
	小計		0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	2 (0) [0]	1 (0) [0]	3 (0) [0]
製		修理、又は輸送等 風があったもの							0 (0) [0]
製品に起因しな	E:誤使月 もの	用や不注意による	9 (9)	9 (9)	1 (1)	1 [1]	2		22 (19) [1]
囚しない	F:そのf いもの	也製品に起因しな )				1	1		2 (0) [0]
い   事   小計   故			9 (9) [0]	9 (9) [0]	1 (1) [0]	2 (0) [1]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	24 (19) [1]
G:原因不明のもの (G3 を除く)			1 (1)		1 (1)	[1]			3 (2) [1]
H∶調査中のもの		3 (3)	1 (1)		1	2		7 (4) [0]	
事故件数 会計 被害者数 火災件数		13 (13) [0]	10 (10) [0]	2 (2) [0]	4 (0) [2]	7 (0) [0]	1 (0) [0]	37 (25) [2]	

<sup>(※9)</sup> 平成24年11月30日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。壁や柱等の建物または畳やふすま等の建具の一部以上が焼損したものを「火災」としている。

#### (5) 事故の現象別被害状況

除雪機の事故の「現象別被害状況」を表5に示します。

人的被害が多く、被害の程度も大きな現象が多くなっています。①「安全装置を無効化し、オーガに巻き込まれたり、クローラにひかれた。」が7件、②「詰まった雪を除去する際、エンジンを停止させずにブロアに手を差し込んだ。」及び③「こぼれた燃料や可燃物がマフラー等の高温部と接触して発火した。」はそれぞれ5件となっています。

表 5 現象別被害状況(※9)

	被害状況	衣りり	人的被害	1人)兀(※ 9	物的	被害	被害	合計
		死 亡	重傷	軽 傷	拡大	製品	なし	
現象	の内容		_		被害	破損		
	①安全装置を無効化し、オ ーガに巻き込まれたり、 クローラにひかれた。	4 (4)	3 (3)					7 (7) [0]
	②詰まった雪を除去す る際、エンジンを停止 させずにブロアに手 を差し込んだ。		5 (5)					5 (5) [0]
事故	③こぼれた燃料や可燃 物がマフラー等の高 温部と接触して発火 した。				2 [1]	က		5 (0) [1]
事故原因区分B	④運転操作を誤り、除雪機 と壁等との間に挟まれ た。	3 (3)						3 (3) [0]
5	⑤除雪機を使用中、他人を オーガに巻き込んだ。	(1)	(1)					2 (2) [0]
G	<ul><li>⑥安全装置の故障を知りながら使用し、オーガに巻き込まれたりクローラにひかれた。</li></ul>	(1)		(1)				2 (2) [0]
	⑦安全装置のない除雪機で 体勢を崩し、クローラに ひかれた。	1 (1)						1 (1) [0]
	⑧その他			(1)	1 [1]			2 (1) [1]
A:設計、製造又は表示等に 問題があったもの						2	1	3 (0) [0]
H∶調査中のもの		3 (3)	1 (1)		1	2		7 (4) [0]
合	火災件数	13 (13) [0]	10 (10) [0]	2 (2) [0]	4 (0) [2]	7 (0) [0]	1 (0) [0]	37 (25) [2]

(※9) 平成24年11月30日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。壁や柱等の建物または畳やふすま等の建具の一部以上が焼損したものを「火災」としている。

また、事故の現象と安全装置に着目すると、37件のうち、安全装置(デッドマンクラッチや非常停止スイッチ等)がついたものは22件、ないものは3件、不明12件でした。

上記不明の12件を除く25件のうち、安全装置があれば防ぐことができた事故と思われる事故は2件、安全装置を正しく機能させなかった(使用者による無効化や故障と知りつつ使用)ことにより事故に至った可能性があるものは12件ありました。

## (6) 事故事例の概要について

除雪機の事故について、現象別に事例を示します。

- 安全装置を無効化し、オーガに巻き込まれたり、クローラにひかれた。
- ○平成23年1月15日(山形県、70歳代・男性、死亡)

## (事故内容)

自宅倉庫内で、男性が除雪機に右足の太ももを巻き込まれて死亡した。

#### (事故原因)

安全装置(非常停止スイッチ(※10))を(身体・衣服等に)装着せず、点検を行った際、足を滑らせた時にエンジンが停止しておらず、回転しているオーガに巻き込まれたものと推定される。

なお、取扱説明書及び本体には、「作業中は必ず非常停止スイッチを衣服に装着する」 旨の注意表示が記載されていた。

〇平成23年1月28日(新潟県、80歳以上・男性、重傷)

## (事故内容)

除雪作業中、足を滑らせて転倒したために除雪機に左足を巻き込まれ、膝上から切断する重傷を負った。

#### (事故原因)

非常停止装置であるデッドマンクラッチ(※11)を固定して使用していたために、被害者が足を滑らせて転倒した際に自動停止せず、左足を除雪機のクローラにひかれ、オーガに巻き込まれたものと推定される。

- ② 詰まった雪を除去する際、エンジンを停止させずにブロアに手を差し込んだ。
- 〇平成21年2月20日(山形県、70歳代·男性、重傷)

#### (事故内容)

除雪作業中に投雪シュータ部 (※12) に雪が詰まったため、取り除いていたところ 回転部に右腕を巻き込まれて重傷を負った。

#### (事故原因)

除雪機のシュータ部に詰まった雪を取り除く際、エンジンを停止させずに、手で雪を取り除こうとしたため、ブロアに腕を巻き込まれたものと推定される。

なお、本体及び取扱説明書には、「シュータ部の雪を取り除く際にはエンジンを停止 し、雪かき棒(※13)で行う」旨の警告表示が記載されている。

- ③ こぼれた燃料や可燃物がマフラー等の高温部と接触して発火した。
- ○平成20年3月30日(秋田県、年代・性別不明、製品破損)

## (事故内容)

燃料タンク内に残ったガソリンを使い切るため、除雪機のエンジンを掛けた状態で、

段ボールを被せていたところ発火した。

#### (事故原因)

エンジンをかけたままにした除雪機の上に段ボールを乗せて放置したため、振動で段ボールが移動し、排気熱で高温になったマフラー部に接触し、発火したものと推定される。

- ④ 運転操作を誤り、除雪機と壁等との間に挟まれた。
- 〇平成20年2月12日(新潟県、80歳以上・女性、死亡)

## (事故内容)

自宅敷地内の除雪作業中に除雪機と壁との間に挟まれ死亡した。

## (事故原因)

使用者が除雪機を使用中、後進時に運転操作を誤り、除雪機と壁との間に挟まれたものと推定される。

(※10) 非常停止スイッチ: 使用者と除雪機との間がそのコード等の長さ以上に離れると、コードが除雪

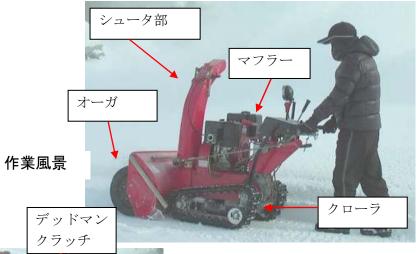
機から外れてエンジンが停止し、回転部及び走行が停止する安全機構。使用

者から離れて作動することを防ぐもの。

(※11)デッドマンクラッチ: 使用者が操作ハンドルから手を離すと、自動的に回転部及び走行が停止する 安全機構。使用者の手を離れて作動することを防ぐもの。

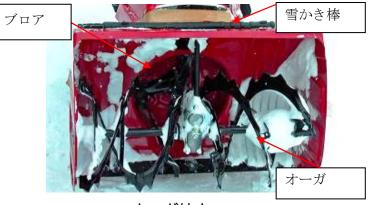
(※12)シュータ部:回転部で砕いた雪を、飛ばす方向を決める部分。

(※13)雪かき棒:シュータ部や回転部(オーガ、ブロア)に詰まった雪を取り除くために使用する棒。





デッドマンクラッチ



オーガ拡大

# 3. はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について

はしご・脚立及び除雪機の製品事故を防ぐため、特に次の点に注意してください。

#### (1) はしご及び脚立の事故の防止

取扱説明書をよく読み、本体に表示付けられた注意表示をよく確認して、正しく安全に 使用してください。

## (ア)共通の注意事項について

- ①はしごや脚立等は、安定した場所に設置してください。
- ②はしごや脚立等から体を乗り出さないでください。
- ③使用前に亀裂の有無等を確認し、異常がみられた場合には使用しないでください。
- ④止め具等がある場合には、外れないようしっかりと止めてください。

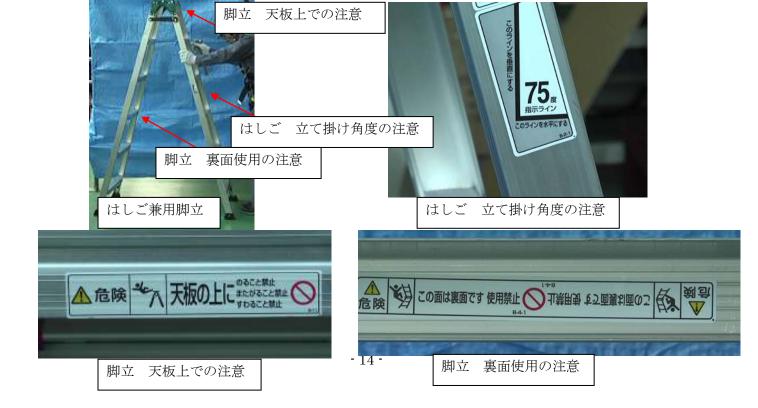
## (イ)はしごの注意事項について

- ①適正な角度(75度)になるように立て掛けてください。
- ②はしごを使用するときは、補助者に支えてもらってください。
- ③上り下り時は、両手で支えるなどしてバランスを崩さないよう注意してください。
- ④はしごは、高所へ上り下りするためのものです。はしごの上では作業をしないでください。

#### (ウ)脚立の注意事項について

- ①はしご兼用脚立をはしご状にする場合、裏面側を使用しないでください。
- ②折りたたむときは、指を挟まないよう注意してください。
- ③天板の上等、禁止されている場所に乗らないでください。

また、はしごや脚立等には、品質・安全性についての安全基準をベースとした認証マーク(JISマーク、SGマーク及びAマーク)があります。購入の際はマーク表示を参考にしましょう。



## (2) 除雪機の事故の防止

使用者の誤使用・不注意による事故が多く発生しています。事故が発生すると被害が重 篤になる傾向があり、他の人に危険が及ぶこともあります。取扱説明書をよく読んで、正 しく安全に使用してください。

- ① デッドマンクラッチ等の安全装置は、必ず正しく使用してください。安全装置を無効化したことが、死亡や重傷事故につながっています。デッドマンクラッチの固定や、非常停止スイッチを装着しない状態での使用は非常に危険ですので、絶対にしないでください。
- ② 雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、雪かき棒を使ってください。
- ③ こぼれたガソリンに引火することがあります。ガソリンがこぼれた場合にはすぐにふき取り、火気を近づけないでください。また、マフラー部は高温になりますので、可燃物を近づけないでください。
- ④ 転倒による事故が発生しています。雪上での作業のため、足元が非常に滑りやすいので、後方への移動、斜面での作業の際には、転倒に十分に注意してください。
- ⑤ 走行する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の壁や障害物に十分注意 してください。
- ⑥ 除雪作業をする場所の安全を確保し、周囲に人がいないことを確認してください。特に子どもを近づけないよう、気をつけてください。

# 〇本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製	А	専ら設計上、製造上又は表示に 問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
品に起っ	В	製品自体に問題があり、使い方 も事故発生に影響したと考えら れるもの	製品及び使い方に問題があったもの
因する事	O	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
故	G3	製品起因であるが、その原因が 不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
因しな	Е	専ら誤使用や不注意な使い方と 考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
ない 事故	F	その他製品に起因しないか、又 は使用者の感受性に関係すると 考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	Н	調査中のもの	調査中のもの

## 1. はしご及び脚立のマーク及び基準等について

## (1)日本工業規格

JISマークは、表示された製品が該当するJISに適合していることを示しています。

JIS S1121:2000 アルミニウム合金製脚立及びはしご

日本工業標準調査会 JIS マーク表示制度のホームページアドレス http://www.jisc.go.jp/newjis/cap\_index.html



## (2) S Gマーク

SGマークは、一般財団法人製品安全協会が定めたSG基準に適合しているとして同協会から認証された製品に表示されるマークです。このマーク付き製品の欠陥で人身事故があったときは、被害者救済制度の対象となります。

CPSA 0015 住宅用金属製脚立の認定基準及び基準確認方法

CPSA 0037 住宅用金属製はしごの認定基準及び基準確認方法

CPSA 0090 住宅用アルミニウム合金製多関節脚立の認定基準及び基準確認方法

一般財団法人製品安全協会のホームページアドレス

http://www.sg-mark.org/sgzhidu 1.html



## (3) Aマーク

Aマークは、一般社団法人軽金属製品協会が定めた安全品質の自主基準に適合していることを示すマークです。

JISやSGよりも多様なサイズや質量の製品を対象としています。

ARS 1122-01 アルミニウム合金製三脚脚立

ARS 1123-01 アルミニウム合金製脚立

ARS 1124-01 アルミニウム合金製はしご



# 2. 除雪機のマーク及び基準等について

除雪機安全協議会(一般社団法人 日本農業機械工業会内)では、歩行型除雪機による事故を防止するため、自主規格である「歩行型ロータリー除雪機の安全規格」を昭和63年12月に制定しました。その安全規格に適合した歩行型除雪機にはSSS(Snowthrowers-Safety-Standard)マークがついています。

除雪機安全協議会に加盟の製造事業者は歩行型除雪機について、平成16年4月出荷分から、使用者の安全性をより高めるためにデッドマンクラッチを標準装備しています。

また、除雪機安全協議会では、デッドマンクラッチが装備されていない除雪機を現在使用している方に、使用者の年齢、使用環境等にあわせて、デッドマンクラッチが装備された製品への買い換え等を勧めています。

除雪機安全協議会のホームページアドレス http://www.jfmma.or.jp/office1003.html



以上